

令和3年度 第2回 焼津市環境審議会議事録

- 1 開催日時 令和4年1月24日(月) 10:00~11:00
- 2 開催場所 焼津市役所本庁舎1階 会議室1A
- 3 公開の可否 可
- 4 傍聴者数 2名
- 5 次第

- (1) 開会
- (2) 市長あいさつ
- (3) 諮問(伝達)
- (4) 議事
 - ①第3次焼津市環境基本計画の策定方針(案)について
 - ②その他
- (5) 閉会

6 出席者

(委員)

永田守男 委員
 平井一之 委員
 多々良尊子 委員
 保科洋子 委員
 篠宮 悟 委員
 長島博雄 委員
 柴田亜弓 委員

(事務局)

内田 市民環境部長
 富田 環境課長
 金高 廃棄物対策担当主幹
 秋山 環境保全担当係長
 岡本 環境政策担当主幹
 鈴木 環境政策担当主事

7 議事録

- (1) 開会
- (2) 市長あいさつ

【市長】

本日は令和3年度第2回焼津市環境審議会ということで、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。また、日頃より、焼津市の環境行政はもとより、広範囲におきまして、ご指導いただいていること、心より厚く御礼申し上げます。

コロナ禍の中でこのように開催をさせていただく中で、大変忙しい皆さんにご出席を賜りました。焼津市において、昨日60人を超える感染者が出たわけですが、この感染のオミクロンの形を少しでも会議の前にご説明させていただき、また皆さんにご理解いただきたいと思います。まず感染した方、並びに残念ながらその濃厚接触者になられた方、残念ながら感染されたことに関しましても、つらく思うところですが、現在マスコミでも言われているように、10代、20代が残念ながら多く感染をしております。

この地区、特に高校を中心に、部活動の強いところは意外と外へ遠征するわけで、その中で練習や試合で感染されたということじゃないかというふうに言われておりますが、それを地元に戻ってきて、またその体育館内等々で感染が拡大されて、それが家庭内感染になっているところを聞いています。その対応で今日は県の方は、残念ながらこの会議には出席はできませんが、まさにコロナ禍における、この誰もがかかってしまう恐れがありますので、改めて人の育成、支え合う心というのでしょうか、励まし合う必要があるんじゃないかということで、焼津市を挙げて、今子供たちの心の育

成を改めてとっているところがございます。

ワクチンもこの7カ月前倒しにして、この2月から焼津市の場合、65歳以上の方に接種できる体制を取ってるところでございます。この庁舎は空調の面でも、たくさん人が集まるところにCO2が集まるので、その集まったところにはAIを活用して、循環ができる体制が出来ておりますが、それにプラスをして、庁内も半分ぐらいの体制で職員が空いている会議室を使って、感染防止対策を取ってるところでございます。本日も、ソーシャルディスタンスを中心にコロナ対策を徹底する中で、手指の消毒を徹底する中でこの会議を開催させていただきましたことをご理解いただきたいと思います。なるべく会議を短縮してやっていただく予定になっております。

そして焼津市を取り巻く環境状況でございますが、温室効果ガスの増大による地球の温暖化という地球規模の環境問題をはじめとして、また身近なごみの減量や公害苦情の対策など生活に密着した様々な環境問題を抱えております。

そのような中で、国の方は岸田総理が昨年11月にイギリスで開催された地球の気候変動に関する対策を話し合う国際会議において、2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにする「カーボンニュートラル」を宣言し、2030年度までに、国内の温室効果ガスの排出量を2013年度から46%削減するとともに、さらに50%削減を目指すことを表明したことは皆さん承知のことだというふうに思います。

本市におきましては昨年3月の市議会の2月定例会において、「ゼロカーボンシティ」を宣言させていただきました。2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指しまして、省エネルギーの取り組みまた、再生エネルギーの導入促進に努めているところであります。

来年度には、第2次の焼津市環境基本計画が満了となります。そして第6次の総合計画の2期の基本計画がスタートするところがございます。このため、新たな社会情勢やまた環境問題、課題などを踏まえまして、第3次の焼津市環境基本計画を策定してまいりますので、委員の皆様方には市の取組結果を検証いただくとともに、今後取り組む事業につきまして、永田会長様のもと活発な審議、ご意見を賜りますようお願い申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。

(3) 諮問（伝達）

【市長】

焼津市環境審議会会長、永田守男様、第3次焼津市環境基本計画について、焼津市環境基本条例第7条第3項の規定に基づき、貴審議会に諮問をさせていただきます。諮問理由、本市は人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続可能な社会を実現するため、平成13年3月に焼津市環境基本条例を制定し、それに基づき、「焼津市環境基本計画」を平成15年3月に策定いたしました。

平成25年度からは「第2次焼津市環境基本計画」、平成30年度からは「第2次焼津市環境基本計画（後期計画）」として、市民事業者、民間団体および行政が一体となり、環境施策を推進しております。

第2次焼津市環境基本計画（後期計画）は、令和4年度までの計画なので、策定後5年が経過し、地球温暖化対策やエネルギー問題、気候変動をはじめとする地球規模の環境問題など、社会情勢に大きな変化が見られることから、今年度と来年度の2カ年で、環境施策や数値目標などの見直しを行い、令和5年度から10年間の「第3次計画」を策定することといたしました。

つきましては、「ゼロカーボンシティ」を表明している本市の今後の環境施策の指針となる「第3次焼津市環境基本計画」の策定について、貴審議会に意見を求めるものであります。

(4) 議事

【永田会長】

それでは第2回環境審議会の議事に移らせていただきます。次第に従いまして順次会議を進めてまいります。終了予定時刻は11時頃を予定しておりますので、皆様、ご協力をお願いいたします。それでは議事に入ります。議事（1）第3次焼津市環境基本計画の策定方針（案）につきまして、事務局の

方からご説明をお願いいたします。

【岡本主幹】

はじめに資料の確認と説明をさせていただきます。1つ目の資料は、表紙に第3次焼津市環境基本計画、基礎調査結果策定方針（案）と書いた資料です。こちらは今年度行った資料調査や市民意識調査を基に、基礎調査結果としてまとめた第3次計画の第1章から第3章の一部の基本的な形となるものであります。後ほど詳しく説明いたします。

2つ目の資料は、A3版1枚の「第3次焼津市環境基本計画 骨子（案）」です。こちらのフロー図は、左側に第2次後期計画の構成、真ん中に第2次計画策定以降の社会情勢や環境の変化、第3次計画の策定方針、策定方針ごとの対応内容をまとめ、右側に第3次焼津市環境基本計画（案）の骨子を示したものであります。

3つ目の資料は、表紙に「第3次焼津市環境基本計画に関する市民意識調査 結果概要」と書いた冊子です。こちらは、今年度9月に市民1,000人を対象に実施した市民意識調査結果の概要版です。設問は環境に対する関心度や、再生可能エネルギー・省エネルギー設備等の導入状況、環境に対する満足度、行政に期待する環境施策などであり、有効回答率は39.1%でありました。

そのほか、本日の次第、名簿、諮問書の写しを配布しております。資料はお揃いでしょうか。

それでは、議事（1）第3次焼津市環境基本計画の策定方針（案）について、ご説明いたします。資料は、第3次焼津市環境基本計画 基礎調査結果 策定方針（案）をご覧ください。今回の審議会では、第3次焼津市環境基本計画の第1章と第2章のほか、第3章の一部について、ご審議いただきます。第2次計画の評価を行っていただき、第3次計画を策定していくこととなります。

第3次計画の構成としましては、第1章は「計画の基本的な事項」となりますので、国・県・市のこれまでの動向や第2次計画のこれまでの成果及び評価などについて記載することとなります。

第2章「環境の現状」は、市の概況と各環境目標の評価とデータ更新を行います。

第3章「計画の目標」につきましては、「基本理念」は焼津市環境基本条例第3条で掲げている3つの基本理念を踏襲しています。「望ましい環境像」については、市民意識調査の結果や審議委員の皆様の見解を踏まえて、令和4年度に検討します。

それでは、第1章では主な変更内容についてご説明させていただきます。

1ページをご覧ください。ここでは、「1 計画策定の背景」として国内外と静岡県における近年の動向や、平成25年3月の第2次基本計画策定から現在までの環境に関する社会情勢や計画の改定などを記載しています。

2ページをご覧ください。こちら先ほどの国・県の動向のほか、本市の動向を記載しています。ここまでは、前回の環境審議会で審議していただいた「第3次計画策定の進め方」の「計画策定の背景」から変更はありません。今回の「策定方針（案）」では、2ページの下の部分に本市の環境施策の主な成果を記載しました。

3ページをご覧ください。この年表では、策定予定のものがありますが、令和5年3月までの内容を記載しております。「策定方針（案）」では、令和4年3月のところに、策定を予定している「焼津市役所地球温暖化防止実行計画・事務事業編（第6期計画）」を追加しました。

4ページをご覧ください。「2 第2次計画の評価」ですが、4ページから5ページまでが数値目標の達成状況で、令和2年度の現状値について、令和4年度の目標値に対する評価をまとめてあります。評価欄のAは達成で、令和4年度の目標値を既に達成しています。Bは順調に推移で、過去の傾向から目標値を達成できそうなものです。Cは目標達成が難しいもので、過去の傾向から目標達成が難しいものです。－は見通しが不透明なもので、年度により数値が大きく変動するため、判断が難しいものであります。

6ページをご覧ください。「市民の満足度による評価」ですが、今年度実施した市民意識調査の満足度の結果を中段のグラフ、第1次計画策定時の平成12年度と第2次計画策定時の平成23年度に実施した過去の市民意識調査の結果との比較を下段のグラフに示しました。環境の満足度の経年変化では、すべての項目で平成23年度よりも向上しており、全体的に環境が良くなっていることを実感している市民が多いことが分かります。

7ページから9ページの「3 基本的事項」の項目の7ページの「計画の目的・位置付け」、8ページの「計画の期間」と「計画の対象とする環境の範囲」、9ページの「計画の推進主体」と「計画の構成（案）」については、前回審議していただいた内容と変更はありません。

続きまして、第2章「環境の現状」です。10ページから12ページが「1 焼津市の概況」であります。ここでは、気象や人口などの統計の数値やグラフを更新しています。

13ページから34ページまでは、8ページに記載してあります計画の対象となる「脱炭素社会」「循環型社会」「自然共生社会」「安全安心社会」「総合的な取り組み」の5つの分野に分けて、これまでの実績や結果を踏まえまして、数値やグラフ、文章を変更しました。

それでは、第2章では新たに追加した項目や大きく変更した箇所についてご説明いたします。

13ページをご覧ください。対象分野5つのうち「脱炭素社会」については、一番はじめに掲載しています。13ページの「地球温暖化」の項目には、平均気温が上昇していることなどを追加しました。14ページには、全国的な短時間強雨や桜の開花日が早まっている傾向のほか、平均気温の上昇予測を追加しました。15ページには市役所新庁舎の環境配慮についてのコラムを追加しました。

16ページをご覧ください。「再生可能エネルギー・省エネルギー」の項目には、本市の再生可能エネルギー発電量は市内電力消費量の約9.5%に相当し、また、主に家庭用の太陽光発電の世帯導入率9.4%は、全国4.4%、静岡県7.4%よりも高くなっていることを追加しました。また、その下の再生可能エネルギーと環境との調和のための条例を施行していること、一番下の本市は国民運動クールチョイスに賛同していることを追加しています。

19ページをご覧ください。「循環型社会」の分野については、「廃棄物の減量・資源化」の項目に、「1人1日当たりごみ排出量の国・県との比較」を本文に記載し、右側にグラフも追加しました。その下の生ごみを減らすための取組の推進につきましては、昨年度から実施している使い切りレシピコンテストのことを追加しました。なお、昨年度から市民モニターによる実証事業を行っている新生ごみ処理容器の開発のことが入っておりませんでしたので、追加するようにいたします。

20ページをご覧ください。「集団回収による回収量」が減少していることを本文に記載し、推移を示したグラフを追加しました。

22ページをご覧ください。「自然共生社会」の分野については、「森林・農地」の項目の上から2番目に「竹林が拡大している」ことを追加しました。一番下の農家数については、認定農業者は増加しているが、エコファーマーの登録数が減少していることを本文に記載し、推移を示したグラフを右下に追加しました。

24ページをご覧ください。24ページから27ページまでは「動植物」の項目です。27ページには「イノシシやハクビシンによる被害が発生」しており、「イノシシの分布が拡大している」ことを追加しました。

28ページから31ページまでは、「安全安心社会」の分野についてであります。30ページにつきましては、「悪臭・騒音・振動」の項目の一番下の「大気中のダイオキシン類濃度」のグラフに誤りがありましたので、差し替えをお願いいたします。令和2年度の東益津小学校の数値は0.0057でありましたが、折れ線グラフの位置が誤っていましたので訂正しました。

32ページから34ページまでは、「総合的な取り組み」の分野であります。

32 ページをご覧ください。「環境教育・環境学習・環境情報」の項目についてですが、本文に令和2年度の環境教育事業と自然観察会参加者数を記載しましたが、コロナの影響により開催できなかった行事があったため参加者数が減っています。その下の表には、現在実施している環境教育の実績事例を記載しました。

33 ページをご覧ください。「参加・協働による環境保全活動」の項目につきましては、今年度実施した市民意識調査における「日常の取り組み状況」の結果を掲載しました。環境問題の学習や環境保全活動への参加、環境情報の収集などへの取り組みについては、「現在実施している人」の割合は低いものの、「今後は実施したい」と回答している人の割合が多くなっています。

35 ページから 42 ページまでは「課題の抽出」として、市の概況のほか、5つの分野ごとに今年度に基礎調査として実施した資料調査と市民意識調査の結果のほか、第2次計画の評価、社会情勢・環境の変化、環境審議会での意見、課題をまとめてあります。

43 ページをご覧ください。第3章「計画の目標」です。はじめに「基本理念」についてであります。基本理念とは、市民・事業者・市が環境の保全及び創造を推進するにあたって、行動や判断の共通認識とすべき事項を示したものであります。本計画では焼津市環境基本条例第3条で掲げている3つの基本理念を踏襲することといたします。

44 ページをご覧ください。「望ましい環境像」についてであります。望ましい環境像とは、環境課題を踏まえたうえで、本市がこれからどのような環境を目指して計画を進めていくのかを示す長期的目標であります。基本理念のもと、市民・事業者・市の各主体が自らの役割を果たし、将来望ましい環境像の実現を目指します。45 ページから 46 ページに記載しました市民意識調査の結果や、審議委員の皆様意見を踏まえて、令和4年度に検討します。

以上で、第1章及び第2章、第3章の一部の追加した項目や主な変更点についての説明を終わります。

ここで長島委員から事前に質問をいただいておりますので、そちらの回答をさせていただきます。

1つ目の意見としまして、行政、市民、事業者が一体となって計画を実施していくことが求められているが、この骨子案は、市民、事業者の役割が見えない。取り組み事例を掲載するだけでしょうかということで、A3版横の骨子案の資料につきましてのご意見をいただいております。

こちらにつきましては、第3次計画の骨子案の第3次計画案の「第4章取り組みの推進」のところには、市民・事業所の取組事例という「事例」という記載がございますが、第3次計画の第4章には、今日お持ちの第2計画の後期計画の冊子55ページをご覧くださいと思うんですけども、55ページから74ページのように、実際には第4章のところ、市民や事業者に対する具体的な取り組みを説明していきまして、4番、5番のように示していきますので、今回示させていただいた骨子案の記載の「事例」という表現はちょっと分かりにくかったと思いますので、骨子案の「事例」という文字を削除するようにいたします。

次に2つ目の意見としまして、2次計画以降の社会情勢や環境の変化で、SDGsの推進を掲げているが、第3次計画骨子案ではSDGsのことが表現されていないのではないかというご意見をいただいております。SDGsとの関連をもっと積極的に書き加え、市民への浸透を図るよう、骨子の段階から表現しておく方が良くと思いますというご意見をいただいております。

こちらにつきましては、SDGsにつきましては骨子案のA3の資料のちょうど真ん中の辺り、中段のところ、策定方針ごとの対応内容というところがあると思うんですけども、こちらの項目の一番上に「環境政策のまとめりにSDGsの17の目標を位置付け」というふうに記載しております。

こちらは何かといいますと、第3次計画において、先ほどちょっと説明させてもらった第4章に記載する環境目標の取り組み方針ごとに、そのページの右上あたりにSDGsの17のマークを入れて、この取り組みはこのSDGsの目標に関連しています、位置づけてますというような記載内容にさせていた

だくことを示しております。

続きまして3つ目の意見としまして、基本理念のところでもあります。骨子案で言いますと右側のところの中段辺りに書いてあると思うんですけども、2項目目の「全ての者」というのが、「全ての市民」「全市民」とか「市民1人1人」といった表現なのではないかと、それから主語の位置は1項目目と同じように文の頭に持ってくるとすっきりするのではないかと、続いてそれから全てをそうすると「全ての市民が、自然との共生を確保しながら、持続的発展が可能な社会を構築するよう、自主的かつ積極的に取り組む」といった表現の方が良いのではないかと。それから3つ目の項目に主語がないということと、主語は誰ですかというようなご意見、ご質問をいただいております。

こちらにつきましては、基本理念の記載方法につきましては、ご意見を参考に検討をさせていただくようにいたします。

続きまして、意見4で望ましい環境像のところについてですが、こちらは何を表現したいかよく分からないということで、2050年度の焼津市のあるべき姿のことでしょうかと。それから2050年は将来に決まっていますので「2050年度の将来像」というのはおかしいのではないかと思いますというようなご意見をいただいております。

こちらにつきましては、骨子案への記載については皆様のご意見を基に、「2050年度の焼津市のあるべき姿」への変更を検討させていただきたいと考えております。

続きまして「取り組みの推進」のところでは、総合的な取り組みの5項目について詳細項目ごとに数値目標、それから市の環境施策、市民事業者の取り組み事例を示すのでしょうかと。それから、安全安心社会という項目のところで、河川水や地下水の量を加えたらどうか、リニアによる大井川表流水の量、地下水の量の減少の懸念に対しまして、環境基本計画でも心配していることをJRにアピールするため、というようなご意見をいただいております。

こちらにつきましては、第2次計画の後期計画の冊子の55ページから74ページのように、第3次計画においても5つの分野の取組方針ごとに、環境の現状、環境問題のほか、数値目標、市の環境施策、市民・事業者の取り組みを示すようにいたします。地下水の項目につきましては、自然共生社会の分野の項目に追加するようにしたいと考えております。

それから6個目の意見についてです。5章の地球温暖化地方公共団体実行計画についてですが、地球温暖化地方公共団体実行計画では温暖化を推進することになるので、地球温暖化対策地方公共団体実行計画ではないでしょうかという意見をいただいております。また、地方公共団体実行計画とは、国の方針を受けて焼津市としての計画を策定することでしょうかと。もう一つ、気候変動適応計画とは何か、前段の実行計画とどう違うのかという3つのご意見、ご質問をいただいております。

最初のご意見につきましては、ご指摘の通り対策の文字が抜けておりましたので訂正いたします。

2つ目のご質問につきましては、この実行計画は地球温暖化対策の推進に関する法律の第19条第2項に基づく計画で、当初の実行計画を第2次計画（後期計画）の第5章に含めて策定いたしました。今回策定するのは、第2次の実行計画になります。

3つ目の気候変動適応計画とは何か、前段の実行計画とどう違うかということですが、焼津市気候変動適応計画とは、平成30年12月に施行された国の気候変動適応計画に基づいて本市が策定する計画であります。国の気候変動適応計画では、農林水産業、水環境・水資源、自然生態系、自然災害・沿岸域、健康、産業・経済活動、国民生活、都市生活の7つの各分野において、気候変動による様々な影響に対して適用していくための対策を推進していくこととしています。

それから地球温暖化対策地方公共団体実行計画との違いにつきましては、地球温暖化対策には大きく分けて、緩和と適応の2つがあります。緩和は、省エネルギーや再生エネルギーの導入などにより、温室効果ガスの排出を抑制することです。適応は、地球温暖化による影響に備えた対策をあらかじめ、

自然や人間社会のあり方を調整することでありませう。

以上、長島委員への回答とさせていただきます。では、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

【永田会長】

ご説明並びに長島委員からの事前のご質問についてご回答いただきました。それでは皆さんのご意見を伺いたいと思ひますが、まずは長島委員からただいまの説明に関して改めて何かございましたら、お願ひできますか。

【長島委員】

大変たくさんの質問させてもらって申し訳ありません。ちょっと分からなかったのは、2番目のSDGsのところ、もう一度教えていただきたいと思ひます。

【岡本主幹】

今度新たに策定する第3次計画の第4章には、そういった位置づけのマークを来年度になりますけれども、示させていただきますと思ひております。

【長島委員】

4章というのはまだここにはない。

【岡本主幹】

本日は第1章と2章それと第3章の一部までになっておりますので、第3章以降につきましては、来年度また審議をしていただきますので、よろしくお願ひします。

【長島委員】

わかりました。

【永田会長】

どうぞ、平井委員。

【平井委員】

長島委員にちょっと補足なんですけど、ご自身がお勤めになっている大鐘測量さんが島田ですよ。私は島田の環境審議会の会長やっていますんですけども、島田の環境基本計画を見ていただくと、みんな17の目標がSDGs全部書いてあります。ですから多分焼津市さんもそういうイメージでお作りになっていますから、ぜひまたネットで島田市環境基本計画を引っ張っていただいて見ていただくと、今のご質問イメージが分かると思ひます。ここに、これそうなんですよ。そうそう。もう見てもらってる。だからそういうことで、おそらく焼津市さんもSDGsと紐付けして、各項目について、市民の皆様方にお示しすることになると思ひます。

【永田会長】

新しいことを含めるということで、表現の問題と、それからごくごく初歩的なイメージで言えば対応表のような形のイメージを皆さんに持っていただければいいかというふうに考えております。平井委員のご紹介のあった島田市の件についても、皆様お時間があればお目通しをいただければと思ひます。長島委員に関しましては、ひとまずこれで終えまして、他の委員の皆様いかがでしょうか。

では、まだ皆様お考えをおまとめ中ということでありまして、私の方から事前に目を通したときの印象で言いますと、多少説明を加えておいてほしいなあということがございまして、例えばご説明いただいたところでは、17ページのところに市の低公害車の割合が低下していますというご説明があったんですが、一般的に考えれば、この時代に減ってくるのはおかしいと皆さん思うでしょうから、これはおそらく総台数を削減していった一方で、例えば低公害車に変えられないものも市としては所有せざるをえないということがあります。結果として、割合が低下していると考えます。通常我々が思い浮かべるような市の車というと、白い軽四とかいうのになっていけば、なんとなくみんな低公害車に置き換えられるイメージがあるはずですので、そこを補うような説明を入れておいていただいた方がいいじゃないかと

いうふうに思います。これは一例でして説明がついてる部分と、説明がついてない部分がありますので、そこを少しご検討いただきたいなというのが一点。

それからもう一点、単なるが私の印象ですけれども、市民の皆さんにアンケートをおとりになって、比較的良い評価をいただいているわけですが、一方で、そのアンケートの分析のようなことを少し載せていただいた方がいいんじゃないかと。もしくは所内でご検討いただいた方がいいんじゃないでしょうかというのが、環境課もしくは市全体、役所全体として取り組んでる割に評価が反映されていないということがままございますので、非常に限られた資源を使ってお仕事していただいているという面で見ますと、市民の皆さんの満足度を上げると、皆さんより環境意識が高まってきますので、その点簡単に言えば頑張った割に評価があんまり当たってないなというところについて分析するなり、力を注ぐというような資源配分を一度ご検討いただければというふうに思います。どうしても環境の問題は比較的、積極的といわれてもいろいろ何か苦情なり問題が挙がってきたときにいろいろなことが見えて対応するという少し受け身になりますので、その中で少し力を入れるところはある程度絞り込んでいただいた方が、いいんじゃないかなという印象を持ちましたので、もし可能であればその点もご検討いただければというふうに思います。それが市の特徴として挙げられますので、ぜひご検討ください。

私の方から少し意見を申し上げましたけど、他の委員の皆様、いかがでしょうか。多々良委員の方からお願いいたします。

【多々良委員】

2章の1の土地利用の変遷がありますけれども、もうそれは一目でピンクの部分の市街地が増えているのが分かって非常に分かりやすいかと思うんですけれども、これが2016年のデータで、かなり古いので新しいデータがないのかなということと、それから生活実感からしますと、この16年以降、市街地化がもうすごく進んでると思うんです。もうこれも実感として、もう本当に農地が減っているっていうのは、毎日生活して移動すると市内の農地が減っているというのが実感です。

特にバブルの区画整理が進んでいるってことがあるかもしれないんですけれども、そうしますとこの市街地の増加というのは、いろんなここに載っているデータにとってはプラスのデータに反するデータだと思うんですよね、これは。どちらかというとな農地減少なので、変な言い方ですけど都合が悪いので古いデータを出しているのかと思われなくもない。

今後もし新しいデータがあれば出していただくっていうのと、これは非常に分かりやすいと思うんですけれども、その市街地化が進行するということに関する問題点ですね、具体的な問題点、農地減少、市街地化推進の。それを挙げていただく、これは単なるデータかもしれない、それによってどういう影響が市民生活の上でもあるってこと挙げていただければありがたいなというふうに思いました。

【永田会長】

今ご指摘がありましたように、150号バイパス、それから橋がまた繋がったという広がったという影響で、150号沿線を中心にかなり市街化が進んでるということですね。それがまだ反映させていただくのではないですかということで、これは国土のデータの更新頻度によりますが、十分可能な範囲だと思いますので、ぜひご対応いただきたいというふうに思います。

また、土地利用の関係でいきますと市街化が進みましていろいろな問題がありますが、焼津市ならではの問題という話になるでしょうから、一般論として考えれば、焼津市の場合でいきますと、水田の洪水調整機能というのは、あまり大きくはない、志太地域でも藤枝とか島田の方の市街化が進むと焼津市は大きな影響を受けるというのが、相対的な問題としてありますが、一方で温暖化とヒートアイランドの問題は非常に大きいということも考えられるし、さらにどんどん便利になるということは、さらに渋滞が生じるということにならざるを得ない。それらの影響を環境課の方から建設課等に示せるような形でご検討いただければというふうに考えます。

今の件について委員の皆様それぞれご意見がおりではないでしょうか。よろしいでしょうか。あと長島委員の方からご指摘があったように、この作成の過程でいろいろとまた新しいことが入ってきて、プラスチックの問題で言えば12品目が削減対象として指定されましたので、焼津市の重要な産業である温泉がらみのことで引っかかるものがいくつかございますので、それはいずれ市として何らかの方針をお示しいただく必要が出てくるでしょう。今後さらにその件の検討もお願いしておきたいというふうに思います。では少し時間を頂戴していますので、この件に関しましてはよろしいでしょうか。では次の議事のその他ですが、本日の事前のご案内はありませんので、委員の皆様ご意見等がございましたらお願いいたします。では長島委員の方からお願いいたします。

【長島委員】

いろいろ言って申し訳ありませんが、1つだけ聞いておきたいと思います。環境問題は非常に広い分野で大変なんですけど、自然共生社会の中の分野に相当するかもしれませんが、焼津市の緑の保留というかそういうことについてですが、特に緑としては高草山から浜当目に至る山地の森林ですね。

それから、瀬戸川とか朝比奈川とか栃山川という2級河川の堤防に生育する樹木がかなりの面積があって、その緑の回廊というものをちゃんと作ってるわけですが、そういった焼津市にとって貴重な緑の財産それがこの計画などいろんなところで、現状としてはどこかにあるのかと思うと、意外とそういった堤防の樹木とか、海岸線のことはあるんですけど特に瀬戸川、朝比奈川の堤防の樹木というのが見落とされているのかなど。それで、それらの中に載っているのは、瀬戸川緑地という都市公園の方として面倒見ている芝生広場の言葉はあるんですけども、一般的な堤防の樹木については表現がない、だけどそれは非常にボリュームがたくさんあって、いい緑を形成しています。

皆さん1回、高草山は途中まで車で行けますから、そこから焼津市、旧大井川町を見ていただくとよく分かります。そういった緑が、しっかり保全されていくべきだと思うんです。それは、これから地球温暖化が進む中でCO2吸収源というような形の役目もあるかと思ったり、市民の心を癒す緑という非常に大切なものだと思いますので、それが管理する側にすると、焼津市が管理するものじゃない。2級河川は静岡県が管理するし、山林は民地で個人の所有の物だから手を出せないよという話になっていくかもしれませんけれども、貴重な緑というふうに考えていけば、この環境基本計画の中でもっとしっかり位置づけをして、そういった立場でそれぞれの管理者に、市としての意見だとか考え方を伝えるものになるのではないのかなというふうに思うんです。

ですから、これは都市整備課が行う緑化審議会というものに緑の基本計画というのがありますので、それぞれの整合というか、お互いにどっちかがやってるからいいんじゃないかとお互いに牽制し合っていて、最終的にその緑をバツサリ切られちゃったときに、明確でなかったねという後悔しないように調整をしていただくか、どっちにも載ってても構わないんじゃないかなというふうに思いますので、その意見をちょっと言いたかったんです。

【永田会長】

市役所の中で一番守備範囲が広いのが当然お金を扱うところなんですけど、その次に環境のところかと思えます。あらゆるところで環境が関わっておりますので環境の方で積極的にリーダーシップをとっていただいて尻を叩いてほしいというご趣旨かと思えます。

ご案内いただいたように緑というのは、丘陵地帯があると緑をよく感じますけれども、焼津市のように平野主体のところだと、俯瞰する機会がございませんので、どれだけ緑にこれまで恵まれてきたか、あるいは不足しているかというのがあまり市民の皆さんに伝わらないということですので、その点も先ほどの市街化が進むということになってくると余計緑が減っていくということになりますので、全体像を環境課で見渡していただいて、ランドデザインを描いているということをお伝えいただきたい。描いていないということではなくて、広報を積極的にお進めいただきたいというような趣旨かと存じます。

よろしいでしょうか。その他にお気づきになってることがお有りの委員の方はいらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。ちょうどお時間となっております。

それでは、以上をもちまして本日の議事は全て終了いたしました。これで環境審議会を閉会したいと存じますので、進行を事務局にお返しさせていただきます。

(5) 閉会

【富田課長】

本日はお忙しい中、焼津市環境審議会にご出席いただき、貴重なご意見をありがとうございました。

来年度は審議会の開催を3回予定しております。次回の審議会は7月頃を予定しておりますので、時期が近づいて参りましたら、事務局からご連絡をさせていただきます。本日はご出席をいただき、誠にありがとうございました。今後ともよろしく願いいたします。